

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行		
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
4番	川松 忠彦	10番	木村 均

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	西川 敦
----	-------	----	------

午後1時55分開会

【事務局】

定刻前にはなりますが、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第12回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、川松委員、木村委員の2名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」となっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお祈いします。

【会長】

皆さん、こんにちは。年の瀬もせまり、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。寒くなってまいりましたので、お体には気を付けていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和4年第12回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、15番宮田委員、16番横井委員を指名いたします。

次に日程第2議案第61号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第61号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在3,444㎡の農地を経営しており、個人で年間90日、世帯では180日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在4,785㎡の農地を経営しており、個人で年150日、世帯では350日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在15,342.91㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在4,425㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しております。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在1882㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しております。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在1,197㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では210日農業に従

事しております。

4ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件です。

番号7番 8番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和4年12月26日から10年間の賃借権の設定です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在1,197㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では210日農業に従事しております。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年1月1日から5年間の使用貸借権の設定です。

受人は、申請地を貸借することにより農園等を開設する予定です。

受人は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付けの賃借契約となっております。

5ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計9件、移動の土地は、田3筆703㎡、畑10筆9583㎡、
合計13筆10,286㎡です。

以上、番号1番から8番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、番号9番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの使用貸借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの1件につきましても許可要件を満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第61号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第62号 買受適格証明願(農地法第3条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案6ページをお願いいたします。

議案第62号 買受(かいうけ)適格証明願(農地法第3条)について

買受(かいうけ)適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第28条第1項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

7ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

申請人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

申請人は現在4,013㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では270日農業に従事しております。

こちらは競売で名古屋地方裁判所一宮支部が行うもので、入札日は、令和5年1月11日から令和5年1月18日までの期間入札です。

つづきまして、8ページをお願い致します。

証明願いは1件、畑 1筆 357㎡ 合計1筆 357㎡です。

以上1件の申請につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・第3項各号に該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者であると判断いたします。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第62号 買受適格証明願(農地法第3条)については、原案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第4議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9ページをお願いします。

議案第63号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

10ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、専用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、通路・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 670.92㎡と一体利用します。

11ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は2件、転用の土地は、畑2筆 527㎡です。

以上、4条申請2件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第63号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事へ送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

つづきまして、12ページをお願いいたします。議案第64号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。13ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買での所有権移転です。

こちらは庭を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 251.23㎡と一体利用します。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは、歯科診療所を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

こちらの案件につきましては、申請面積が3000㎡以上の案件のため、1月11日に愛知県三の丸庁舎で開催されます常設審議委員会に進達予定です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

14ページをお願いします。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、15ページをお願い致します。

ここから権利設定の案件になります。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは自動車修理工場・事務所を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

雑種地 22 m²と一体利用します。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、16ページの総括表をご覧ください。

5条の申請件数は、17件 転用土地 田 18筆 8247 m² 畑 13筆 3478 m² 合計 31筆 11725 m²です。

以上5条申請 17件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、八木委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願ひいたします。

議案第64号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願ひます。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案17ページをお願い致します。

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

18ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

申請地 を朗読。

こちらは、すべて賃借権の設定です。

賃借期間は令和5年1月10日から令和14年1月9日までです。

19ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける 農用地利用集積計画になります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定は4筆、使用貸借権の設定は21筆です。

賃借期間はすべて令和5年2月1日から令和15年12月31日までです。

21ページ総括表をお願い致します。

田 27筆 16,949㎡ になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤 強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定 については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第66号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案22ページをお願い致します。

議案 第66号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

23ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定は4筆、使用貸借権の設定は21筆です。

貸借期間はすべて令和5年2月1日から令和15年12月31日までです。

25ページ総括表をお願い致します。

田 25筆 14,481㎡ になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、杉村委員、橋本委員、小原委員は採決に加わるできませんので、よろしく願いいたします。

議案第66号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取 については、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第8議案第67号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案26ページをお願いします。

議案第67号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 12月案件は、除外 13件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 申出人 所有者 申出地 を説明。
農家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号 2 申出人 所有者 申出地 を説明。
既存資材置場を拡張するための除外です。

番号 3 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 4 申出人 所有者 申出地 を説明。
駐車場を既存事業所付近に新たに整備するための除外です。

番号 5 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 6 申出人 所有者 申出地 を説明。
農用地にテラス屋根を設置しており、是正のための除外です。

番号 7 申出人 所有者 申出地 を説明。
駐車場を新工場近くに新たに整備するための除外です。

番号 8 申出人 所有者 申出地 を説明。
実家付近に農家住宅を建築するための除外です。

番号 9 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家や営農地周辺に農家住宅を建築するための除外です。

番号 10 申出人 所有者 申出地 を説明。
農用地の無断転用を是正するため、既存事業所付近に新たに駐車場及び作業所を整備する
ものです。

番号 11 申出人 所有者 申出地 を説明。
協力業者付近に新たな資材置場を整備するための除外です。

番号 12 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 13 申出人 所有者 申出地 を説明。
病棟の診察・受診等の利用者用駐車場を新たに整備するための除外です。

以上、除外13件 田 4454 m²、畑 3647 m²、合計 8101 m²
いずれも農振法第13条第2項に掲げる除外の要件を満たすものとして除外相当と考えま
す。以上です。

【会長】

説明が終わりました。
質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。
議案第67号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振
興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告するこ
とに賛成の方は、挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第9報告第34号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてか

ら日程第10報告35号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

31ページをお願いします。

報告第34号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

32ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号の届出です。

番号1 申請地 地目 面積 を朗読。

住宅による転用でございます。

番号2 申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場による転用でございます。

33ページ総括表をお願いします。

申請件数 2件 田2筆 328㎡ 畑1筆 414㎡ 合計3筆 742㎡です。

34ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号2 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場・庭による転用でございます。

番号3 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号4 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号5 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。
公衆用道路 10 m²と一体利用します。

つづきまして、35 ページをお願いします。
ここから権利設定の案件になります。

番号6 申請地 地目 面積 を朗読。
賃借権による権利設定で、住宅による転用でございます。

36 ページの総括表をお願いします。
田 3筆 889 m² 畑 4筆 371 m² 合計 7筆 1260 m² です。

つづきまして、37 ページをお願いいたします。
報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。
本日付け提出、会長名です。

38 ページをお願いします。
番号1 申請地 地目 面積 を朗読。
自作するために賃借権（ちんしゃくけん）を解除します。

番号2 申請地 地目 面積 を朗読。
農地中間管理事業に移行するため、賃借権（ちんしゃくけん）を解除します。

番号3番と4番は受人が同一のため、一括で説明いたします。

番号3 申請地 地目 面積 を朗読。
番号4 申請地 地目 面積 を朗読。
農地売却による賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

番号5 申請地 地目 面積 を朗読。
自作するために賃借権（ちんしゃくけん）を解除します。

39 ページの総括表をお願いします。
申請件数 5件 田 6筆 5751 m² 合計 6筆 5751 m² です。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第12回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

15番委員

宮田 佳司

16番委員

横井 彰夫